

平成28年 No.15

○東京学芸大学教育実習委員会規程の一部を改正する規程

改正理由

委員長及び副委員長を学系選出の教員が担当することにより，教育実習のより円滑な実施及び運営を図るため，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成28年 3 月23日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教育実習委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成28年 3 月24日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成28年規程第11号

東京学芸大学教育実習委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育実習委員会規程（平成16年規程第10号）の一部について、別紙新旧
対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教育実習委員会規程の一部改正について

改正理由：委員長及び副委員長を学系選出の教員が担当することにより，教育実習のより円滑な実施及び運営を図るため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第3条 委員会は，次に掲げる委員で組織する。 (1) <u>各学系の教授会構成員から選出された教授 各1名</u> (2) 教育実践研究支援センター長 (3) 教育実践研究支援センター教育実習指導部門教員 (4) 附属学校運営参事 (5) 学務課長 (6) その他第5条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名 (任期) 第4条 前条<u>第1号</u>及び<u>第6号</u>の委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き，<u>第3条第1号の委員のうちから学土課程を所掌する副学長が指名する。</u> 2 委員長は，委員会を招集し，議長となる。 3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代行する。 〔省略〕 (委員以外の者の出席) 第7条 <u>学土課程を所掌する副学長</u>は，必要に応じて委員会に出席し，意見を述べることができる。 2 委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。 〔省略〕	〔省略〕 (組織) 第3条 委員会は，次に掲げる委員で組織する。 (1) <u>教育を所掌する副学長</u> (2) 教育実践研究支援センター長 (3) <u>各学系の教授会構成員から選出された教授 各1名</u> (4) 教育実践研究支援センター教育実習指導部門教員 (5) 附属学校運営参事 (6) 学務課長 (7) その他第5条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名 (任期) 第4条 前条<u>第3号</u>及び<u>第7号</u>の委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き，<u>委員長は教育を所掌する副学長をもつて充て，副委員長は第3条第2号から第5号までの委員のうちから委員長が指名する。</u> 2 委員長は，委員会を招集し，議長となる。 3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代行する。 〔省略〕 (委員以外の者の出席) 第7条 <u>副学長</u>は，必要に応じて委員会に出席し，意見を述べるができる。 2 委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。 〔省略〕

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、第3条第1号の規定に基づき選出される委員のうち2名は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。